

広報

みほ

令和6年(2024)

6

No.747

月号

Miho Public Relations



《写真》

縄文土器づくりに夢中！

(5/3 文化財センター「縄文体験の目」にて)

区長・副区長会議および区長会総会開催 住民と行政をつなぐパイプ役



松浦幸信会長

区長・副区長任命書交付の様子

4月13日、中央公民館で令和6年度区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに任命書が交付されました。また、会議に引き続き区長会総会が開催され、令和6年度の役員さんが選ばれました。

地区の代表である区長さんは、地域と行政が一体となった活力ある住みよい村づくりに向けて、住民と行政をつなぐパイプ役としてご活躍ください。48名の区長さん、52名の副区長さん一年間よろしくお祈りします。

◎令和6年度 区長会役員（敬称略）

会長 松浦 幸信（花見塚）
副会長 松本 優（山内）
船串 邦男（余郷）
宇津木秀光（大須賀津）

祝 小峯健治さんが瑞宝小綬章受章 教育功績に対する国家の表彰

4月29日に発令された春の叙勲で、小峯健治さんが瑞宝小綬章を受章され、5月13日、ホテルニューオータニ東京（東京都千代田区）において伝達されました。

小峯さんは、東京都教育庁の指導主事や都立高校の教頭・校長等を歴任され、教育に対する功績が認められての受章となりました。

小峯さんは、子どもたちの健やかな成長のためには基本的な生活習慣が大切であり、生活リズムの向上を図るため「早寝早起き朝ごはん」運動を推進されてきました。また、平成26年から9年にわたり村教育委員会委員として、村の教育振興にご尽力いただきました。このたびの受章おめでとございました。



縄 文体験の日開催 みんなが楽しめる体験イベント



5月3日と4日の2日間、陸平貝塚公園において体験イベント「縄文体験の日」が開催されました。

縄文土器、土笛、まが玉、縄文クッキー、どんぐりを使った工作、花炭づくり、火おこしなど、子どもから大人まで誰もが気軽に楽しめる体験メニューに加え、陸平貝塚見学ツアーも実施され、多くの参加者で大変賑わいました。

訪れた方々はゴールデンウィークの楽しい一日を満喫したようでした。



美浦知る・発見として、地域おこし協力隊目線で美浦村のことや活動のことを発信していきます

美浦のいま「お米」

「美浦の米うまっ!」「メインのおかずではないけど、お昼ご飯に食べた白米がメイン並みに美味しかったので、お土産サイズでほしい」「冷めてても水分が多くてパサパサしてない」県外から来た友人達に美浦村の白米を食べてもらうと、みんな口を揃えて言い、美浦のお米の美味しさに感動していました。私も美浦に来て白米のおいしさと炊き立て時の輝きに驚きました。

ですが、なんでこんなに美味しいの?と聞かれても、私自身これまでしっかり答えることができずにいたので、今回色々な人に教えてもらいました。

多く出た回答が「砂が混じってるからうまいんだ~」という声です。

砂といえば、やはり霞ヶ浦が関係するのですかね。地域によって土壌特性は異なるかと思いますが、土壌に砂が混じることで排水性や通気性を良くしたり、病害虫抑制や温度管理などに影響を及ぼします。それが美味しい米が生産される理由の一つかもしれませんが、その砂の含有率が自然と丁度良いのでしょうか。

いずれにせよ「うちの米が一番美味しい!」と皆さんから教えていただきました。美浦の米が美味しい一番の理由は、生産者さんが真心込めて作っているからです! !

ちなみに、「美浦の米はどこも美味しいけど、特に美味しいと言われている地域もあって、それが地域の名前と結びついているのかもしれない。」という話もありました。米の食べ比べや地域の名前の由来を知るのも面白いな、と思った発見です。



←田植えの手伝いで
少しだけ植えさせてもらいました

→田植え直後の霞ヶ浦
沿いの夕陽が映る田園
風景



新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住居費や引っ越し費用の一部を補助します

令和6年度美浦村結婚新生活支援事業

◎主な要件は?

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に、婚姻届を提出し受理されている
 - ・美浦村に居住又は、転入・転居の届出をしている
 - ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
 - ・夫婦の所得額の合計が500万円未満である
- ※貸与型奨学金を返済している場合は、所得から返済額控除できます。

◎助成上限額は?

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は**上限60万円**
- ・上記以外の場合は**上限30万円**

▶申請方法

必要書類を揃えて、申請期間内に役場総務課にご提出してください。

※詳細については個別に説明しますので、村ホームページをご覧ください。役場総務課にお問い合わせください。

◎対象経費となる経費は?

- ・新規に美浦村内に住宅を取得した際の費用
 - ・新規に美浦村内の住宅を賃借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)
- ※ただし、勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分を除きます。
- ・婚姻に伴う引越に要した費用
 - ・リフォーム費用



▼美浦村HP



■問合せ・申請先 総務課 ☎029-885-0340(内)204・205

婦人科(乳がん・子宮頸がん)検診 骨粗しょう症検診を受けましょう

■問合せ 健康増進課(保健センター内) ☎029-885-1889

乳がんは、日本人女性が罹患するがんで最も多いがんです。子宮頸がんのピークは40歳代ですが、近年では20～30歳代に増加傾向があります。骨粗しょう症になると、痛みや骨折による入院等で『生活の質』が低下していきます。

いずれも、早期発見・早期治療で改善することができます。この機会にぜひ検診を受けましょう。

集団検診・・・完全予約制、申し込みは郵送で抽選となります

STEP
01



郵送で申し込みをする

6月下旬に、20歳以上の方へ「婦人科検診(集団)申込書」を郵送します。申込書の赤枠部分を記入し、同封の返信用封筒に入れて投函してください。

STEP
02



抽選結果が届く(9月上旬予定)

婦人科検診票(検診日・受付時間が記載されます)等を郵送します。

STEP
03



予約日に受診する

抽選結果送付時に同封した婦人科検診票等を持参して受診してください。

※令和6年7月26日(金)消印有効

《注意》骨粗しょう症検診も予約が必要です。受診したい方は必ずお申込みください。

▼ 集団検診実施日

【会場】美浦村保健センター

婦人科検診	受付時間	
	午前10時～10時30分	午後0時30分～1時20分
10月2日(水)	乳がん	乳がん・子宮頸がん
10月3日(木)	乳がん・骨粗しょう症	乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症
10月4日(金)		
10月6日(日)		
10月7日(月)		
10月8日(火)	乳がん	乳がん・子宮頸がん
11月15日(金)	乳がん	乳がん・子宮頸がん
11月17日(日)	乳がん・骨粗しょう症	乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症
骨粗しょう症単独検診	受付時間	
	午前9時30分～11時20分	午後1時～2時50分
10月29日(火)	骨粗しょう症	骨粗しょう症

◎受付時間について

- ・受付時間は、検診待ち時間短縮のため、抽選後割り振りをさせていただきます。
- ・子宮頸がん検診を希望しない方は午前、乳がん検診と子宮頸がん検診の両方を希望される方は同日午後に受診できるよう抽選を行います。
- ・子宮頸がん検診の開始時間は午後1時30分からです。

個別検診・・・指定医療機関で、都合の良い日に受診することができます

▽ 個別検診の申込方法

- ①受診前に保健センターで、受診券の申請をしてください。
(受診券発行・受診期間:令和7年3月31日まで)
 - ②その後、指定医療機関にて予約をお取りください。
 - ③検診当日、自己負担金を医療機関にお支払いください。
- ※指定医療機関については、村ホームページをご覧ください。
受診券交付の際にも一覧表をお渡します。



◀村ホームページ
子宮頸がん・乳がん検診
(医療機関検診)

検診内容・対象者・自己負担額

検 診 内 容		対象者※ ¹	自己負担額	
			集団	個別
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性	800円	1,600円
	子宮頸部および体部細胞診 (医師の判断で実施)		実施なし	2,100円
乳がん検診	超音波検査(エコー)	30~56歳女性	900円※ ³	1,300円
	マンモグラフィ(X線)2方向※ ²	40~49歳女性	1,400円※ ³	1,800円
	マンモグラフィ(X線)1方向※ ²	50歳以上の女性	900円※ ³	1,300円
骨粗しょう症検診	かかとの超音波検査	20歳以上の女性	500円 (40歳無料)	実施なし

※¹年齢は令和7年3月31日時点。

※²マンモグラフィは2年に1回の受診となります。

※³自己負担額が変更(増額)となります。ご了承ください。

クーポン券対象の方は、ぜひご利用ください

下記対象者へ、無料で検診を受けることができるクーポン券を5月中旬頃に送付しています。
集団検診・個別検診どちらでもご利用になれます。ぜひご利用ください。

クーポン券種類	対象者生年月日
子宮頸がん検診	平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれ
乳がん検診(マンモグラフィ2方向)	昭和58年4月2日~昭和59年4月1日生まれ

受診に際しての注意

- ・自覚症状がある場合は、検診を待たずに医療機関での診察を受けてください。
- ・検診の結果「要精密検査」と判定された場合、必ず精密検査を受けてください。
- ・集団検診を希望され、検診会場まで交通手段のない方は、村のデマンド乗合いタクシー(平日のみ運行)を無料で利用することができます。初めてデマンド乗合いタクシーを利用する方は、事前に会員登録(有料)が必要です。

会員登録申込・問合せ: 役場福祉介護課 ☎029-885-0340

デマンド乗合いタクシー予約: 予約受付センター ☎029-891-5454

- ・お子さまの託児を希望される方は、ファミリーサポートセンターをご利用ください。(有料)

ファミリーサポートセンターに関する問合せ: 美浦村子育て支援センター ☎029-885-6511

適正体重や減塩、 気にしていますか？

6月は食育月間です

毎日の食事を見直す良い機会です。
食事の影響を受ける生活習慣病と合わせて見直しましょう。

生活習慣病の予防や改善のため、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践しましょう。摂取する栄養素等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れは、肥満ややせ・低栄養等、生活習慣病につながる課題となっています。

適切なエネルギー摂取量は？

自分のエネルギー摂取量が適切かどうかは、体重の変化を見れば分かります。体重の増減は、エネルギーの摂取量と消費量のバランスの目安です。

- ▼ 自分の体型チェックに便利！ ▼
- 体格指数 (BMI:Body Mass Index)

$$BMI = \text{体重}(Kg) \div \text{身長}(m) \div \text{身長}(m)$$



18~49歳の目標とするBMIの範囲は、18.5~24.9(kg/m²)*です。生活習慣病の予防のために、この範囲内に維持することが望ましいです。自分のBMIを定期的にチェックしましょう。

*厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2020年版)」より

食塩は控えめにしましょう

食塩をとり過ぎると、血圧が上がって循環器疾患のリスクが高まったり、胃がんのリスクが上昇したりします。だしを使ったり、低塩の調味料を使用したり、風味づけに香味野菜を使うなど、できるところから減塩に取り組んで、徐々にうす味に慣れていきましょう。



詳しくは、スマート・ライフ・プロジェクト (厚生労働省HP)
<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>



■問合せ 健康増進課 ☎029-885-1889

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時

※都合により当番医を変更することがあります。

6月	23日(日)	かたやま耳鼻咽喉科	☎029-887-3349	7月	7日(日)	しんクリニック	☎029-888-8188
	30日(日)	さかえ医院	☎029-888-2662		14日(日)	坂本耳鼻咽喉科医院	☎029-892-2627
					15日(祝)	佐倉クリニック	☎029-892-7011

7月の
乳幼児健診

3歳児健診

7月22日(月)

▶対象者の方には、1か月前に
通知を郵送いたします。

4か月児健診

7月29日(月)

24時間 救急電話相談 ☎

迷ったら!

子ども #8000

おとな #7119

～納税の公平性を保つために～ 財産の差押えを実施しています

収納 管理

■問合せ 収納課 ☎029-885-0340

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納税していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

◎滞納処分について

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより、督促状を送達したにも関わらず、完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価（取立）し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

滞納処分の手続の流れ

督促発布 地方税法第329条、第371条、第463条の25 他

▶ 納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発送しなければなりません。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第141条、第142条 他

▶ 滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し質問・検査および捜索をすることができます。

財産差押え 地方税法第331条、第373条、第463条の27 他

▶ 督促状を発送した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換 価 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

▶ 差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより差押え財産を金銭に換えます。

配 当 国税徴収法第129条

▶ 差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

◎延滞金…次の割合で加算されます。

- 納期限の翌日から1か月間は延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合《令和6年は年2.4%》
- 納期限の翌日から1か月を経過した後は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合《令和6年は年8.7%》

令和5年度滞納処分実績

《不動産公売》 公告件数2件
売却件数1件
換価金額100,000円

《債権差押え》 件数315件
差押金額33,247,707円
取立金額22,163,812円

※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、
売掛金、年金、所得税還付金等

《不動産差押え》 9件

《不動産参加差押え》 0件

《競売事件等に対する交付要求》 29件

納税相談はお早めに！

納税が困難になったとき、そのまま放置しておくとう延滞金がついてしまうばかりでなく、差押えなどの滞納処分を受けることがあります。納期限内に納税ができなくなった時や、一度に納付することが難しい時は、お早めにご相談ください。

※課税の内容については、納税通知書に記載されている課税担当課にお問い合わせください。

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

経済的な理由等で国民年金保険料(令和6年度の保険料は月額16,980円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

※任意加入されている方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際に雇用保険被保険者離職票等のコピーを提出することで、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、所得に応じ保険料の全額、または一部(3段階に分かれます)が免除されます。

▼免除の割合と納付する額(令和6年度/月額16,980円の場合)

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	半額免除	8,490円
4分の3免除	4,250円	4分の1免除	12,740円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

追納制度

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間のある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、年金受給額が低額となります。しかし、10年以内に後から納付することで、**年金受給額を増やすことができます**。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

～重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ～

新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則毎年6月末日で更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。

窓口で更新手続きが必要な方は？

▶令和6年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
市区町村が発行する証明書で令和5年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの(令和6年度の所得等証明書、課税証明書等)をご準備ください。

▶本人もしくは扶養義務者の令和5年中の所得の申告がお済みでない方

※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。



児童手当に関するお知らせ

◎児童手当を受給中の方へ

- ・現況届の提出は原則不要です。
ただし、一部の方については提出が必要となり、対象となる方へは通知を送付します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ・以下の①～⑥に該当するときは、子育て支援課へ届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(公務員になったときを含む)
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



◎所得上限限度額を超過したことにより、現在児童手当を受給していない方へ

- ・所得上限限度額を超えたため、現在児童手当等を受給していない方でも、令和6年度(5年分)の所得が所得上限限度額を下回った方は、改めて認定請求書を提出することで、受給できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■問合せ 子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 231・232

自衛官等募集案内



募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
防衛大学 学生(一般)	18歳以上21歳未満の方 (自衛官は23歳未満)(※1)	7月1日(月) ～10月17日(木)	1次:11月2日(土) 2次:11月30日(土)～12月4日(水)(※3)
航空学生	【海】18歳以上23歳未満の方(※1) 【空】18歳以上24歳未満の方(※1)	7月1日(月) ～9月5日(木)	1次:9月16日(月) 2次:10月12日(土)～17日(木)(※3) 3次:【海】11月15日(金)～12月11日(水) 【空】11月9日(土)～12月12日(木)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方(※2)	7月1日(月) ～9月3日(火)	1次:9月14日(土)～22日(日)(※3) 2次:10月12日(土)～27日(日)(※3)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方(※2)	通年	受付時にお知らせします

- ※1…高卒者(見込含)、または高専3年次修了者(見込含)。
- ※2…32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方。
- ※3…期間中の指定された1日。

この他、7月1日から防衛医科大学校学生も受け付けています。
応募資格年齢の起算日は、募集種目ごとに異なります。それぞれの募集要項で確認してください。

■問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) ☎0297-64-3351

みなさまの声を聞かせください ～村長へのたより～



村では、地域と行政が一体となって「住みよい街づくり」を進めるため、皆さんが日頃思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。

“村長へのたより”の送り方



専用の投函箱に

専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長へのたより」が村の公共施設7か所に設置されています。用紙に必要事項を記入後、投函してください。

《設置場所》

役場、中央公民館、地域交流館みほふれ愛プラザ、保健センター、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、老人福祉センター

※手紙を回収するまでにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。



専用の用紙を郵送で

上記の専用の投函箱脇に、村長へのたより専用の用紙が備え付けてあります。用紙に必要事項を記入後、のり付けて郵便ポストに投函してください。



公式ホームページからメールで

村公式ホームページのトップページ下部に「お問い合わせ」がありますので、総務課宛てに送付してください。

※意見・要望以外の業務に関する問い合わせは、それぞれの担当課宛てに送付してください。

■問合せ 総務課広報広聴係 ☎029-885-0340(内)205



みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 字結び「さ・く・ら・〇」

咲けば夜桜暮れゆく河川ライトアップに浮かぶ白

冴えた頭で苦勞もせずに楽に出来たよこの折句

去った分だけ来る者ありて楽になるかな仕事量

さしつさされつくすぐる宴ライト眩しい春の月

咲いた花々悔やしかろうに落花ふぶきの春嵐

咲いてうれしい草藤すみれラッパ水仙春うらら

さらりお大正琴を苦勞もせずに楽に弾ける夢をみた

さんざ待たされ苦勞の続き拉致の家族に遠い春

咲いた桜を暮れないうちに爛漫愛でる花便り

咲いた咲いたよ九段の桜ライン仲間の写メ届く

酒の肴にくさやの干物落語親父の十八番だよ

傘寿祝って酌み合う酒で来世誓って晴れやかに

咲いた桜を暮れば酒とライトアップで仰ぎ見る

咲かず終ったくやしき試練楽に合格目指す次

咲いた咲かせた苦勞に感謝ラッパ水仙里の山

さらに深める苦心の知恵でライフスタイル無駄がない

支えありやこそ苦勞も越えた来世お前ともう一度

坂が苦しいくねった道もラストもすこしつくば山

五月の俳句 (題 当季雑詠)

竹林に春の風ありわれかぐや

八十路にて喰らう名残のジンギスカン

縄文の土器でスープを食べる春

大きな穂放つ光やしゆるの花

古民家の庭園に降る桜蕊

夕立や抜きし庭草首もたげ

終活やセピア写真に初夏の風

さりげなく世代交替春落葉

薫風を口いっぱいに鯉のぼり

青空を水面に映し早苗揺れ

結果出る病院の庭の花つつじ

(五十音順)

石戸 律華

伊藤 葉子

井戸 賀蘇道

上野 八千代

小園 江久美

門脇 悠美

木村 幸子

篠原 美千代

関根 秀子

高橋 一步

田島 草実

塚本 夏雲

沼寄 朋香

長谷川 悦子

増尾 青蓮

山岡 亜子

山崎 笑子

山崎 泰弘

(五十音順)

石毛 恵美子

市川 紀行

海道 民子

高柳 幸子

田島 早苗

中島 輝子

長田 敏笑

増尾 尚子

松葉 統子

村崎 典子

山口 美代子



～介護保険施設利用時の居住費と食費の自己負担額を軽減～

介護保険負担限度額 認定について



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340(内)113

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）に入所した場合や、ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した際の費用として、施設サービス費の自己負担分（1～3割）の他に、居住費・食費・日常生活費は利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、居住費と食費の負担が軽減されます。認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには申請が必要です。

自己負担限度額（1日あたり）

令和6年8月から居住費の負担限度額が**60円の引き上げ**となります。ただし、利用者負担第1段階の多床室利用者の負担限度額は変更ありません。

段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設	ショート ステイ
1	生活保護受給者等	要件なし	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	8月から 880円	8月から 550円	8月から 550円 (380円)			
2	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 80万円以下	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
8月から 880円			8月から 550円	8月から 550円 (480円)	8月から 430円			
3-①	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 80万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
8月から 1,370円			8月から 1,370円	8月から 1,370円 (880円)	8月から 430円			
3-②	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 120万円超	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
8月から 1,370円			8月から 1,370円	8月から 1,370円 (880円)	8月から 430円			

- ※（ ）内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※年金収入額には、課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金・障害年金等）も含まれます。
- ※世帯分離している配偶者の課税状況と資産も判断材料となります。
- ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、以下の場合対象となります。
 - ・預貯金等の資産が、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下。

現在認定を受けている方は、再度申請が必要です

介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和6年7月31日までです。現在認定を受けている方を対象に、6月下旬に申請書を送付いたします。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要です。お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

見守り 新鮮情報

SMSやメールでのフィッシング詐欺に注意！

スマートフォンに「E T Cカードを更新するように」とのメールが頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のE T Cカードの手続きが必要なのかと思い、URLを開いてメールアドレスやパスワード、クレジットカード番号等を入力した。その後、カード会社に連絡をすると覚えのない決済があり、1万2千円が使用されていた。



(70歳代)

【ひとこと助言】

- ・IDやパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。
- ・記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。

くらしの危険

道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車

インターネット通信販売サイトでは、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車が、自転車として道路を通行できるように販売されていることがあります。

一般的に「電動アシスト自転車」と呼ばれるものは、人の力に対する補助力として電動モーターによる力が加わるものです。スロットルが取り付けられているなど、人の力ではなく、電動機により走行できる車両は、道路交通法の基準に適合しないため、自転車として道路を通行することはできません。



【消費者へのアドバイス】

- ・購入の際は、型式認定のT SマークやB A A マークを目安にしましょう。
- ・購入前に「型式認定」を取得しているか調べましょう。
- ・購入後にアシスト機能を停止する速度を変更出来ることや、スロットル付きから電動アシスト自転車に仕様変更できることをうたった商品に注意しましょう。

～以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」、「くらしの危険」より引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】7月5日(金)

午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

子育て情報



■問合せ
 子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内)
 ☎029-885-6511
 午前9時30分～午後6時(水曜・日曜・祝日休業)

■子育て支援センター案内
<https://www.vill.miho.lg.jp/page/page005509.html>



紫外線対策していませんか？

紫外線は春先から増え、6月から8月頃に最も強くなります。薄くてデリケートな子どもの皮膚は日焼けなど悪影響を受けやすいので、強い日差しを長時間浴びないように対策をしましょう。



～日常生活に取り入れやすい紫外線対策～

- ☆紫外線の強い時間帯(午前10時から午後2時頃)の外出を避ける。
- ☆外出時はなるべく日陰を利用し、つばの広い帽子や薄手の長袖を着用する。
- ☆日焼け止めを塗る。



大人用の日焼け止めは刺激が強いので、せっけんやお湯で落ちる子ども用で無添加のものを選びましょう。肌のこすれや汗で落ちてしまうので、2～3時間おきに塗り直すと効果があります。腕の内側に少量塗り、赤くならないか確認してから使用しましょう。

子育てひろばのご案内

☆子育て支援センターの利用は、2時間までとさせていただきます。事前に電話予約をしてお越しください。

ぴよ：ぴよぴよサロン

◇対象 2か月～12か月までのお子さん・妊婦さん

火曜日 午前10時～11時30分

★月に一度、専門のスタッフによる「育児相談(育)」を行います。

よち：よちよちルーム

◇対象 1歳児(R4.4.2～R5.4.1生)

第2・第4金曜日 午前10時～11時30分

エン：エンジョイ子育て

◇対象 2歳児(R3.4.2～R4.4.1生)

第1・第3・第5金曜日 午前10時～11時30分

よみ：読み聞かせ

◇対象 未就学児

第1土曜日 午前11時～11時20分

おも：おもちゃ図書館

◇対象 未就学児・障がいのある方

第2土曜日 午前10時～11時

：自由遊びの日

◇対象 未就学児

月曜日・木曜日・土曜日

※7月22日から夏休みスケジュールとなります。

7月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
	1 	2 (育) ぴよ	3 休	4 	5 エン	6 よみ
7 休	8 	9 ぴよ	10 休	11 	12 よち	13 おも
14 休	15 休	16 ぴよ	17 休	18 	19 エン	20 
21 休	22 	23 	24 休	25 	26 	27 
28 休	29 	30 	31 休			



ご利用の際は、お子様の対象となるひろばをホームページや子育てカレンダーでご確認ください。状況によって子育てひろばの内容を変更する場合があります。



図書室便り



■問合せ

中央公民館図書室 ☎029-885-8442

■インターネット蔵書検索

<https://www.lics-saas.nexs-service.jp/miholib/webopac/index.do>



■開室時間 午前9時～午後5時（第2・第4水曜日のみ午後7時まで延長・閲覧室は午後5時まで）

蔵書点検による休室のお知らせ

蔵書点検の期間中は図書室・閲覧室の利用ができません。皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■休室期間 6月25日(火)～7月2日(火)

- ・返却ポストは休室期間中もご利用できます。
- ・DVD、雑誌、紙芝居、大型絵本については、7月3日(水)以降に図書室カウンターにご返却ください。返却ポストによる返却はできません。

本のリサイクルを行います

資源の有効活用を図ることを目的として、古くなり利用されなくなった本を皆さまに無償でお譲りします。

■日時 6月25日(火)午前10時から

■会場 中央公民館 図書室前廊下

- ・配布本がなくなり次第一時終了いたします（配布は期間外も実施しております）。
- ・お一人様何冊でもお持ち帰りいただけます。
- ・お持ち帰りいただいた本は返却できません。ご自宅でお楽しみください。

※開始日時までの待機中は整列にご協力ください。
また、開始時間以前のご来館はお控えください。

特別貸出を実施しています

■日時 6月23日(日)まで

■借りられる数

- ・本・雑誌・紙芝居 無制限
- ・ビデオ 5点・DVD 1点

■返却期限日：貸出日から3週間後

※相互貸借で借りた資料については、貸出日から2週間後となります。ご了承ください。

図書室カレンダー

休室日：毎週月曜日・祝日・毎月最終火曜日

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	休	休	休	休	休	休

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

お話し会



【6月】日時 6月15日(土)午前11時～
会場 中央公民館1階 創作室

【7月】日時 7月20日(土)午前11時～
会場 中央公民館1階 ロビー

子育て支援センターと共通のよみきかせスタンプカードがあります。

3回参加すると、ちょっとしたプレゼントがもらえます。

昨年度のスタンプカードも引き続きご利用いただけます。

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・保健センター・こもれび森のイバライド（稲敷市）にて配布しています。



お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1 枠4,500円～(先着)

※ページ構成上募集がない月もあります。
詳細は村ホームページをご覧ください。
役場総務課までお問合せください。

会計年度任用職員 (保健師)募集

- ◇募集職種／人数 保健師／1名
- ◇応募資格 昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方
- ◇任用期間 令和6年8月1日～令和7年3月31日
- ◇勤務日数および時間 週5日・1日7時間45分
- ※勤務開始日及び勤務日数に関しては相談に応じます。
- ◇勤務内容 保健センター事業における相談支援業務全般
- ◇勤務場所 美浦村保健センター(受領154611)
- ◇給与および手当等
 - ▼給与 月給19万6200円
 - ▼手当等 期末・勤勉手当(任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員が支給対象。12月支給)・通勤手当・時間外勤務手当
- ◇提出書類
 - ・美浦村会計年度任用職員登録申込書
 - ・資格を有する書類(保健師免許証)の写し
- ◇問合わせ
 - ▼申込について 役場総務課 029-885-1034
 - ▼勤務内容について 健康増進課(保健センター) ☎029-885-1889
- ◇社会保険料・雇用保険料等 加入あり



ワンポイント防災情報 60

水害に備える①(事前対策編)

梅雨時期を控え、これから大雨や長雨による水害や土砂災害が発生しやすい時期を迎えます。大雨・土砂災害対策には『事前対策』と『情報収集』が大切です。今号と次号の2回に分けて連載します。

①家の周りの点検整備

・雨戸や瓦が痛んだりしていないかを確認

・自宅の雨どいや、周囲の排水溝が詰まっているかを確認

②避難所や避難経路の確認

・自分の避難所を確認

・その避難所へ安全に避難できる経路を事前に確認

③非常食や持ち出し品の準備

・調理に手間がかからない非常食を選びましょう

・ご自身で運べる量にしましょう

「マイ・タイムライン」を活用して、各家庭にあった避難計画をたてましょう

詳しくは、『マイ・タイムライン美浦村』で検索をお願いします。(第60回・終わり)

(広告欄)

～ 電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション ～

電気・給排水・設備設計施工

株式会社 ナカジマ

稲敷郡美浦村舟子601

☎029-885-2037 [FAX]029-885-1245

E-mail: naka-den@peach.plala.or.jp

Ito construction Co.,Ltd.

株式会社 **伊藤建設**

「次世代に誇れる仕事」

地域環境と人にやさしいモノづくりでみなさまの暮らしに貢献いたします

〒300-0413 美浦村大谷453-1

☎029-885-0239 ☎029-885-1160

http://itou-miho.co.jp/

オレンジカフェ (認知症カフェ)

オレンジカフェとは、認知症の人やその家族、専門職や地域住民がお互いに交流したり、情報交換をしたりすることを目的として開催されるカフェのことです。

息抜きができたり、相談することのできもちが楽になりました。ぜひご参加ください。(要予約)

◇日時 6月28日(金)午後1時30分～3時(受付午後1時～)
◇場所 美浦村老人福祉センター(木原150-2)

◇内容 シルバーリハビリ体操、栄養士の講話(食中毒について)、レイを作ろう、個別相談会

◇参加費 無料
◇定員 先着15名
◇申込・問合せ 美浦村社会福祉協議会 ☎029-1885-10038
◇主催 オレンジカフェを推進する会

ゴルフ教室

ゴルフにおけるエチケット、マナー、ルールおよびプレイ技術の学びを通して、生涯スポーツであるゴルフ競技の楽しさを体感しましょう。

6月23日から29日は 男女共同参画週間です

内閣府男女共同参画局では、男性と女性が性別による役割分担意識にとらわれず、職場・学校・地域・家庭などで、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、取組を行っています。

皆さんもこの機会に職場や家庭での男女共同参画社会について考えてみませんか。



◇期日 8月、9月の火・水曜日※全12回

▼開講日 8月6日(火)

◇時間 午後5時30分～(1レッスン90分) ※最終回はハーフラウンドの予定です。
◇会場 美浦ゴルフ練習場「打ちっぱ」(興津1077-1)

◇対象者 村内在住・在勤の成人者

◇募集人数 7名(定員になり次第締切) ※最小催行人数3名

◇受講料 3000円※開講日に徴収(別途練習ボール代、ラウンド代等が必要となります。)

◇申込期間 7月2日(火)～14日(日)※月曜日は休館

◇申込方法 生涯学習課(中央公民館内)窓口へお申込みください。

◇問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-1885-14451

障害者スポーツ大会

令和6年度茨城県障害者スポーツ大会「団体競技・レクリエーション競技」の参加者を募集します。

申込方法等の詳細については、県障害福祉課ホームページ(<https://www.pref.ibara.lg.jp/hokenfukushi/shofuku/7-3.html>)に掲載しますので、ご確認のうえ役場福祉介護課、施設、学校にお申し込みください。

◇申込期間 6月3日(月)～7月10日(水)

◇問合せ 茨城県障害者スポーツ・文化協会 ☎029-1301-3375、FAX 029-1301-3378

スイセンの球根をお分けください

今年も美浦村花いっぱい事業の一環として、大好き美浦村ネットワーク協議会(松本政幸代表)では、村内にスイセンの球根植栽を計画しています。スイセンの球根をお分けいただける方は、役場企画財政課へお持ちください。また、量が多い場合には、引き取りにも伺いますのでご連絡ください。

◇募集期間 6月3日(月)～21日(金)

◇問合せ 役場企画財政課



(広告欄)

相続・土地・農地・建設業許可・経営事項審査の手続き代行します!

行政書士 **桑名宏** 事務所
美浦村木原2956
☎029-885-0316

HASHIMOTO BRUSH 各種産業用ねじりブラシ専門製造
株式会社 橋本ブラシ製作所

〒300-0425 茨城県稲敷郡美浦村興津1133-6
TEL:029-885-5125 FAX:029-885-7738
E-mail:info@hsmt-brush.co.jp URL <http://www.hsmt-brush.co.jp>

親と子のよい歯のコンクール

◇対象者 健康な歯を保たれている母子、父子

・満3歳から6歳（平成30年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた未就学の幼児）のお子さんと母親または父親

※本コンクールで入賞歴がある親子の再応募はできません。なお、茨城県歯科医師会では「脱タバコ宣言」を行い、タバコ対策を積極的に推進しておりますので、喫煙習慣のある親は対象外とします。

◇応募方法 親子の氏名（ふりがな）、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、かかりつけ歯科医院または最寄りの歯科医院名、歯科医院の電話番号を記入し、ハガキまたはFAXでお申込み下さい。申し込まれた方には口腔診査票を送付します。歯科医師会会員の歯科医院で口腔診査を受けてください。歯科医師会員の歯科医院で無料で受け

られます。

※歯科医院の診査の際、親子の顔写真（前歯が見えている笑顔の写真）をお持ちください。

◇募集期限 7月19日（金）必着

※お申込みいただいた後に歯科医院で口腔診査をお受けいただく期間は8月2日までです。

◇入賞者 10名程度を選出

◇表彰 11月10日（日）茨城県歯科医師会館にて開催する「第30回茨城県民歯科保健大会」にて表彰します。

◇申込・問合せ 茨城県歯科

医師会 8020事業係（〒310-0911水戸市見和2-292-1） ☎029-252-2561、FAX 029-253-1075

8020高齢者よい歯のコンクール

◇対象者 昭和19年3月31日

以前生まれ（80才以上）で、ご自分の歯を20本以上保っている方（治療されていない方も構いません）

※本コンクールで入賞歴があ

る方の再応募はご遠慮願います。

◇応募方法 氏名（ふりがな）、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、かかりつけ歯科医院または最寄りの歯科医院名、歯科医院の電話番号を記入し、ハガキまたはFAXでお申込み下さい。申し込まれた方には口腔診査票を送付します。歯科医師会員の歯科医院で無料で受け

られます。

※歯科医院の診査の際、日常の笑顔などの写真をお持ちください。

◇募集期限 7月19日（金）必着

※お申込みいただいた後に歯科医院で口腔診査をお受けいただく期間は8月2日までです。

◇入賞者 10名程度を選出

◇表彰 11月10日（日）茨城県歯科医師会館にて開催する「第30回茨城県民歯科保健大会」にて表彰します。

◇申込・問合せ 茨城県歯科

医師会 8020事業係（〒310-0911水戸市見和2-292-1） ☎029-252-2561、FAX 029-253-1075

優良運転者表彰の申請受付のご案内

310-0911水戸市見和2-292-1 ☎029-252-2561、FAX 029-253-1075

稲敷地区交通安全協会にて、優良運転者表彰の申請を受け付けます。

◇受付期間 6月3日（月）～6月28日（金）午前8時30分～午後5時15分

◇申請資格

- ・普通運転免許証を所持し、稲敷地区交通安全協会に5年以上入会している方（原付免許のみの方は電話で事務局へ確認してください。）
- ・過去5年以上無事故無違反の運転者
- ・職業、自家用問わず常時運転している方

◇申請方法 稲敷警察署内の協会事務局へ必ずご本人が申請に来てください。

◇持参するもの 運転免許証、印鑑

◇問合せ 稲敷地区交通安全協会事務局 ☎029-1892-2501

(広告欄)

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎0120-691-609

不動産売買、賃貸仲介、賃貸管理、不動産買取、不動産コンサルティング

TK 東洋開発株式会社

不動産物件のお問い合わせは ☎029-886-9991

営業時間 9:30～17:30 定休日/土・日
〒300-0414 美浦村信太2627-1

高次脳機能障害 支援相談

事故や転落による頭部外傷や、脳卒中等の病気で倒れた後に「新しいことが覚えられない」「人が変わった」「今までと違う」等感じたら、高次脳機能障害かもしれません。

高次脳機能障害は外見からはわかりづらく、周りから見過ごされたり、本人も気づかないことがあります。茨城県高次脳機能障害支援センターでは専任の支援コーディネーターによる相談をおこなっています。どうぞお気軽にご相談ください。

◇問合せ 茨城県高次脳機能障害支援センター ☎029-1887-2605(平日午前9時～午後5時)、ホームページ(<https://www.jp-refibaraki.jp/hokenfuku-shi/riha/sodan/kojino/>)

あなたの土地が 狙われています！

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」な

どと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

不法投棄、不適正な残土埋立てや、野焼きを発見した場合は、直ちに専用ダイヤルまで通報をお願いします。

《不法投棄110番》
☎0120-1536-1380
いつもみんなで
むらなくみはれ

◇問合せ 茨城県廃棄物規制課 ☎029-1301-1303

善意

〔美浦村へ〕

○昭和29年大谷小学校卒業生一同様 2万1300円

〔社会福祉協議会へ〕

○日本テキサス・インスツルメンツ合同会社様 食料品

○匿名2件 使用済切手

〔善意銀行へ〕

○る・ぱるく様(村内募金箱) 9448円

○片岡隆治様 8000円

○匿名 2895円

◎ありがとうございました

6月1日は 人権擁護委員の日 です

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間人で、地域の皆さんからの人権相談を受け、解決のお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、地域住民の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような様々な啓発活動を行っています。現在、約1万4,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。



人権で困ったことがあれば、一人で悩まずにご相談ください

① さなざまな人権問題に関する相談
みんなの人権110番
☎0570-003-110



② いじめ・虐待など子どもの人権相談
子どもの人権110番
☎0120-007-110



③ セクハラ・家庭内暴力など女性の人権相談
女性の人権ホットライン
☎0570-070-810



④ さなざまな人権問題に関するインターネット相談
インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>



開設日/相談時間
①②③…平日
午前8時30分から
午後5時15分まで
④…24時間

◆問合せ 水戸地方法務局土浦支局 ☎029-821-0792

(広告欄)

屋根工事・塗装工事はお任せください！
代表 029-846-1190
▶無料点検・無料見積り実施中！
▶自然災害にも対応しています！
県知事許可(般-30)第36562
株式会社コタジマ総建
〒300-1204 牛久市岡見町2605-8

AP オートテックプラザ
<https://autec-plaza.jp>
新車・中古車販売・買取 車検整備・板金塗装 認証工場完備
車のことならなんでもお任せ！
安心の品質とスピード対応です
美浦村大谷1447-1
☎029-885-5378

公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場	☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ	☎029-885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎029-885-4451
中央公民館図書室	☎029-885-8442
文化財センター	☎029-886-0291
光と風の丘公園	☎029-885-6711
保健センター	☎029-885-1889
美浦水処理センター	☎029-885-0720
大谷時計台児童館	☎029-885-0597
木原城山児童館	☎029-885-1064
大谷保育所	☎029-885-1549
木原保育所	☎029-885-4488
社会福祉協議会	☎029-885-0038
デイサービスセンター	☎029-885-8885
老人福祉センター	☎029-885-7080
シルバー人材センター	☎029-886-0007
消費生活センター	☎029-885-7141
美浦村商工会	☎029-885-2250

防災行政無線の放送内容の自動電話案内サービス

放送内容が聞き取りにくかった場合、音声で放送内容を確認できます。

☎ 029-885-0010

美浦村防災メール

災害等に関する緊急情報等をメールで受け取ることができます。ホームページか、右のQRコードから登録できます。



6月の納税

納期限は7月1日(月)です。
村 県 民 税 (1期)



設置義務です!

住宅用火災警報器を設置しましょう!

各種相談

弁護士による法律相談(要予約)	日時 7月22日(月)午後1時30分～4時 ※7月1日(月)午前8時30分より申込受付
心配ごと相談(要予約)	日時 7月1日(月)、16日(火) 午後1時～3時
美浦村社会福祉協議会主催	申込 社会福祉協議会☎029-885-0038 ※平日午後8時30分～午後5時15分 会場 老人福祉センター☎029-885-7080
教育相談 美浦村教育相談センター	学校生活、子育てなどで悩みがあるときはご相談ください。 ▶電話相談・来所相談・訪問相談 開所時間 月～金曜日※祝日を除く 午前9時～午後5時 相談・予約 光と風の丘公園クラブハウス内 ☎・☎ 029-885-7788
行政相談(予約不要)	国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。 日時 6月28日(金)午前10時～正午 会場 役場1階会議室
障がい者相談(予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 日時 6月17日(月)、7月8日(月) 午後1時～3時 会場 みほふれ愛プラザ
個別健康サポート相談(要予約)	健康づくりについてお気軽にご相談ください。 日時 6月5日(水)、7月10日(水) 午前9時30分～※一人1時間程度 申込・会場 保健センター☎029-885-1889
みんなの人権110番	さまざまな人権問題に関する相談 ☎0570-003-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	いじめ・虐待など子どもの人権相談(通話無料) ☎0120-007-110 ※平日午前8時30分～午後5時15分
女性の人権ホットライン	セクハラ・家庭内暴力など女性の人権相談 ☎0570-070-810 ※平日午前8時30分～午後5時15分
インターネット人権相談	様々な人権問題に関するインターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/



平日、住民課窓口に来られない方へ

◎住民課窓口時間延長

毎月第2・第4水曜日の午後5時15分～7時に実施します。

▶6月・7月の実施日 6月12日・26日、7月10日・24日

▶取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー(個人番号)カードの交付、電子証明書の更新

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)

事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいただくと、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。
※ご予約の際は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。

◎マイナンバーカードの休日交付申請サポート(電話予約)

村内在住の方を対象に、写真撮影から申請をサポートします。

▶6月・7月の実施日時 6月9日(日)・7月14日(日)

午前8時30分～午後0時30分

※出来上がったマイナンバーカードは原則郵送します。

※初めての申請の方は、無料で発行できます。

◇問合せ 役場住民課

令和6年度 **後期** 「みほ文化講座」「美浦ゼミ」講師募集

中央公民館では、令和6年度後期に行う「みほ文化講座」と「美浦ゼミ」の講師を募集します。原則として、村内に居住または勤務する20歳以上の方ならどなたでも応募できます。

■テーマ

生涯学習に関することなら、原則としてすべて可能です。ただし、内容が以下の項目に該当するものは除きます。

- ① 特定の政党や宗教の宣伝目的
- ② 特定の企業や団体の宣伝または営利目的
- ③ ①②以外で村教育委員会が不適当と認めるもの



■期間

令和6年10月～令和7年3月末日

■会場

美浦村中央公民館、木原多目的集会施設、安中多目的研修集会施設(各部屋)

■募集締切

6月14日(金)

※応募用紙は中央公民館に用意してあります。

※応募いただいた内容等を協議検討し、開設講座を選定し、7月中旬にご連絡いたします。

みほ文化講座

自分の知識や特徴を生かし、他の人にも伝えたい方が講師となり開設する講座で、役場生涯学習課が企画し、支援するものです。

- ◇回数 10回以内
- ◇謝金 1開催日につき7,000円

美浦ゼミ

村民が自ら企画提案し、講師となり実施する学習会です。

- ◇回数 5回程度
※同年度内で1講師1企画までとします。
- ◇謝金 1開催日につき3,000円
※ただし、講師が無償で美浦ゼミを行う場合は、この限りでない。

■申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎029-885-4451



『みほ割』のある
美浦LOVEな
カフェです!

常陸秋そばや
ソフトクリームなど
おすすめが沢山!

ドッグラン&カフェPomP

ペットを飼っていない
美浦村の方、大歓迎!
是非お待ちしております。

詳しくは、
ホームページへ

来店時に「美浦村」と一言
「みほ割」特典があります

家族葬のセレモニー博善

美浦セレモニーホール / 家族葬会館 霞風

相談だけでも
お気軽に!

☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
カスミ美浦店、美浦中央病院そば